

高齢者虐待・不適切ケア防止研修

虐待の早期発見、対応



株式会社NANOKOラバー
代表取締役 成田玲子

虐待の早期発見・把握

「これって虐待なのかな？」
「虐待になってしまいかも」

→まず事業所内で報告、相談

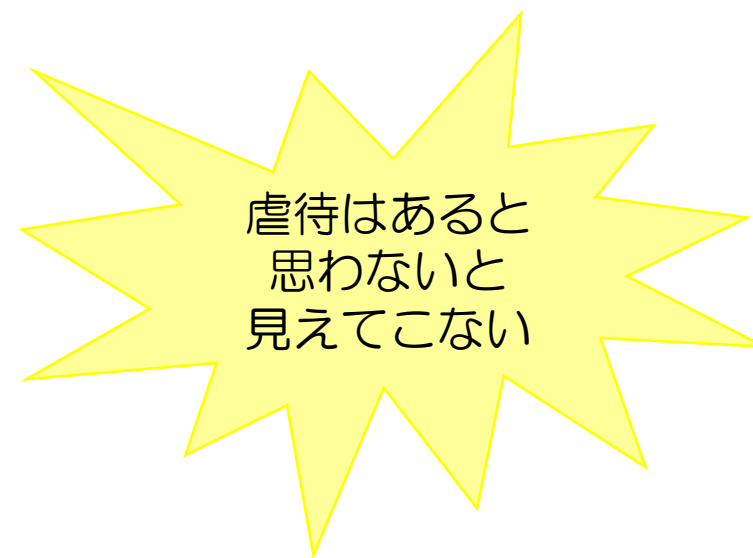
(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない

平成十七年法律第二百四号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律より



相談・通報

相談者

一般市民、介護関係者など

相談先

包括支援センター

役所（保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室地域支援・在宅医療）

☆事実確認を重ねて、区市町村・地域包括支援センターが判断します。
虐待でなかった場合も責任が問われることはありませんのでご安心ください

まとめておくこと

利用者の状況、生活環境など概要
虐待の内容（写真もあると良い）
主観ではなく事実をまとめて



通報義務

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと**思われる**高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

通報者について

八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

→誰からの通報かは漏れません。

ですが・・・ご家族に「虐待です」と伝えないようにしてください。

きっかけや初動対応が難しくなります。

通報内容から

令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

図24 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係

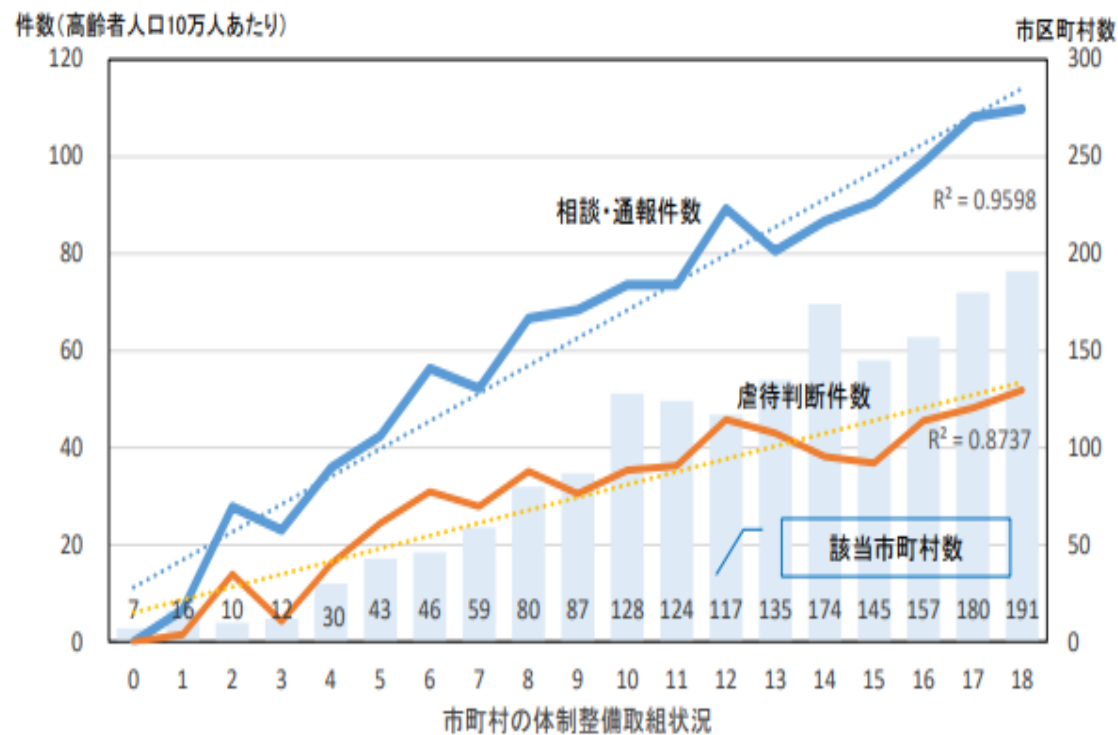
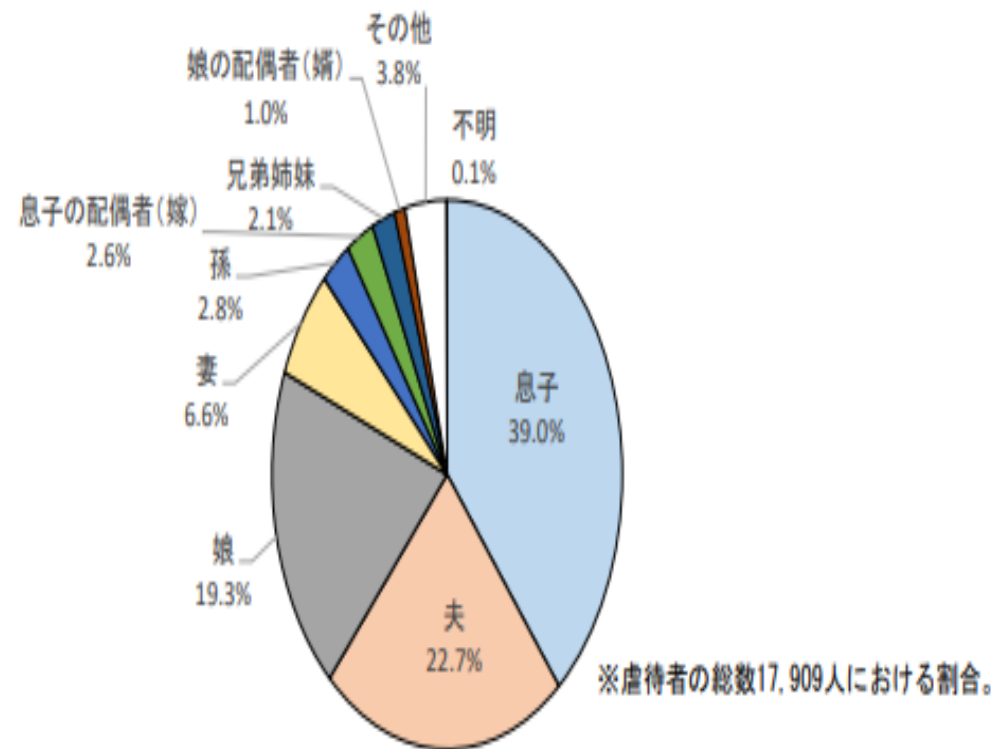


図23 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄



[001180261.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/001180261.pdf)

初動対応

在宅（自宅へ訪問）

家族、関係機関へ聞き取り



施設（対象職員へ）

施設管理者が聞き取り（複数名）、状況に応じ行政の聞き取り

現状に至るまでの経緯を聞き取ります。

虐待認定

【決定や役割】

役所などの高齢支援分野が決定します（65歳未満は障害分野）

【検討事項】

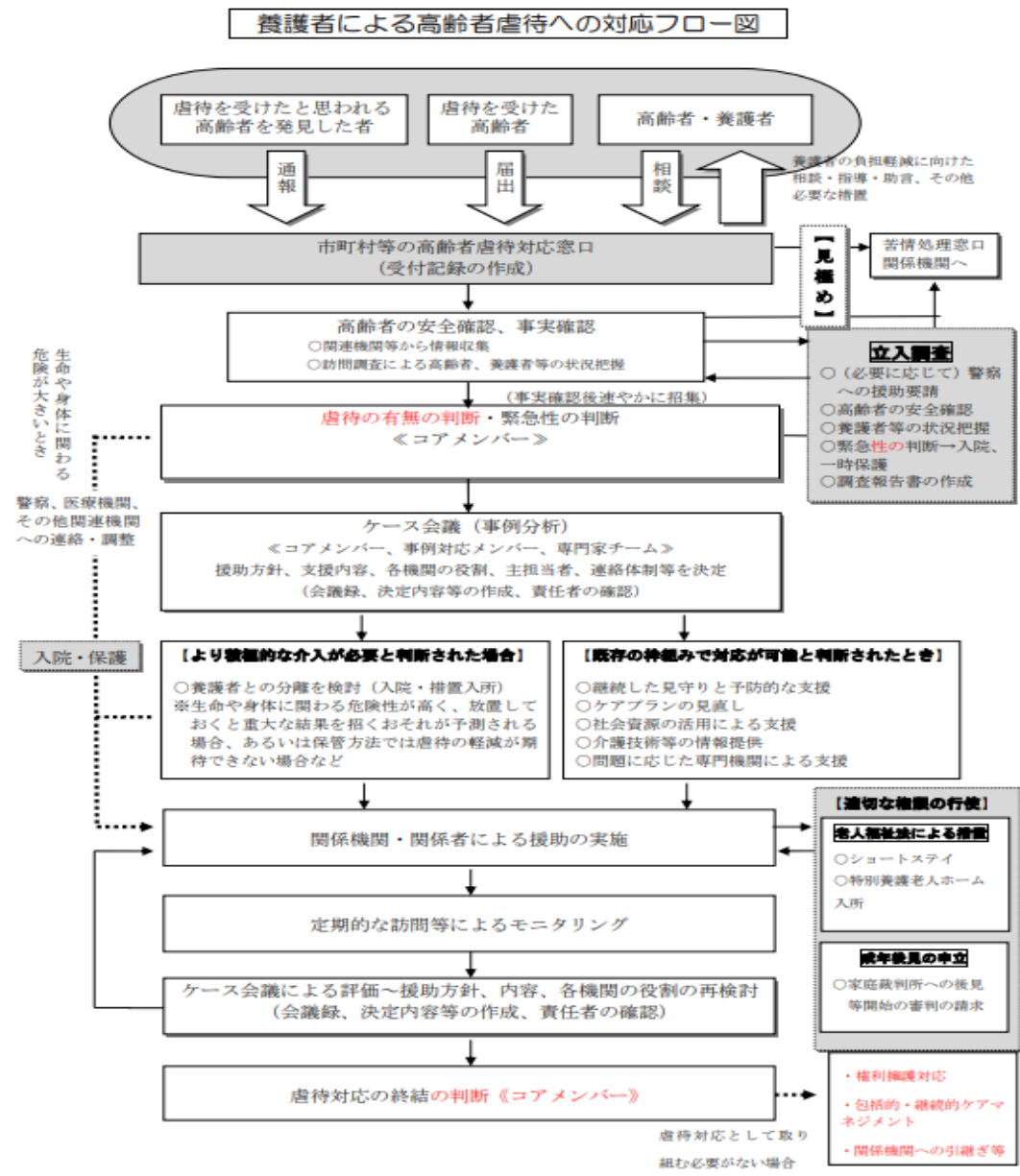
虐待の判断、程度（緊急性）、支援上の留意点

☆支援事例検討会議が実施

☆警察と役所が連携しているケースもあります



どのような流れになるのか？



茨城県
保健・医療・福祉の関係者を対象とした高齢者虐待対応マニュアルより
高齢者の虐待防止／茨城県 (pref.ibaraki.jp)

報告書類

別紙様式

別紙様式

養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

本件は、本市町村において事実確認を行った事案

- 養介護施設従業者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。
 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

[]

（注）（※）印の項目については、不明の場合には記載しなくてもよい。

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名称： _____
 ・サービス種別： _____
 （事業者番号： _____）
 ・所在地： _____
 TEL _____ FAX _____

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度その他の心身の状況

性別	男・女		年齢階級*				
	要支援	1 2	1	2	3	4	5
要介護度等	要介護	1 2 3 4 5					
心身の状況							

* 該当する番号を記載すること

1 65～69歳 2 70～74歳 3 75～79歳 4 80～84歳
 5 85～89歳 6 90～94歳 7 95～99歳 8 100歳以上

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 心理的虐待 その他（ _____ ）	介護・世話の放棄・放任 性的虐待 経済的虐待
虐待の内容		
発生要因		

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名（※）	生年月日（※）	職種
（資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること）		

5 市町村が行った対応

- 施設等に対する指導
 施設等からの改善計画の提出依頼
 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導
 （主として地域密着型サービスについて）介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分
 その他（具体的に記載すること）

[]

6 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

- 施設等からの改善計画の提出
 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応
 その他（具体的に記載すること）

[]

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、上記の通り報告する。

令和 年 月 日

〇〇〇 都道府県（担当課名）

市町村長名

支援の実施 ネットワークミーティング

【参加者】

役所、包括支援センター、ケアマネジャー、サービス事業所

【内容】

情報共有分析、方針決定、役割分担、緊急時の対応確認



早期発見をする視点やポイント

【見たこと、聞いた事】

- 表情、顔色の見た目だけでなく「反応」をみる
「会話をする、以前との比較」
- 体調不良、低栄養、体重減少はないか？
- 意識はあるか？
- 本人から保護の訴えはあるか？
- 人格や精神状態の歪みが生じていないか？

早期発見をする視点やポイント

【身体の状態】

- 声かけに反応はあるか？
- 身体に痛みはあるか？（痣がある場合は写真撮影）
- 息苦しさや手足の浮腫、冷たさ、傷、痣
- 衣類や部屋の汚れ、身体の汚れ、におい
- 口や皮膚のかさつき
- 食事を摂っていないような食べ方

早期発見をする視点やポイント



【医療面より】

- BMI

＝体重 (Kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)

65歳以上 21.5未満は「不足」 20.2以下は「低栄養」

- 血清アルブミン値 3.5 g / d l 以下

- 体重減少率

＝普段の体重 / 現在の体重 × 100

3～6か月で5% (低栄養初期) 3か月5～7% 6か月10% (低栄養)

福祉関係者として

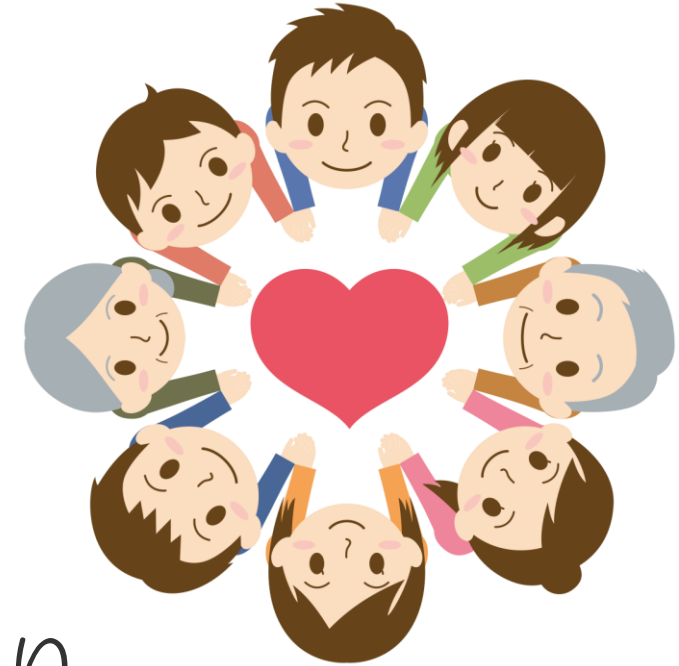
サポーターティブな心で支援を行う

養護者の支援

普及活動

一人の人として

普段より要介護状態になる前からの関係づくり



従事者で気になることはある場合は

普段からの言葉遣い、職員の疲れ、精神状態

介護者のつどい

認知症の方やその家族のつどい

認知症の人と家族の会

全国に支部をもつ公益社団法人認知症の人と家族の会では当業者同士の語り合いの場として、様々なつどいを開催し、茨城県支部でも、家族のつどい、男性認知症介護者交流会、認知症本人交流会等を実施しています。

ホームページに掲載されていないつどいもありますので、ぜひお問い合わせください。

〒300-1292牛久市中央3年15月1日牛久市保健センター隣

電話相談専用：029-828-8099（月曜日～金曜日の13時～16時）

[電話無料相談パンフレット \(JPG: 2.824KB\)](#)

[PDF 「介護者のつどい」のご案内 \(PDF: 650KB\)](#)

[公益社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部 \(外部サイトへリンク\)](#)

認知症の人を介護する家族の会「日立市そよかぜの会」

会長今村温

電話0294-35-4556

[PDF リーフレット \(PDF: 229KB\)](#)

レビー小体型認知症サポートネットワーク茨城交流会

事務局水戸市河和田町4516-1

介護老人保健施設ナーシングホームかたくり

電話029-255-5222

[PDF 気になる症状確認シート \(PDF: 365KB\)](#)

認知症の人を介護する家族の会「日立市そよかぜの会」

会長今村温

電話0294-35-4556

[PDF リーフレット \(PDF: 229KB\)](#)

レビー小体型認知症サポートネットワーク茨城交流会

事務局水戸市河和田町4516-1

介護老人保健施設ナーシングホームかたくり

電話029-255-5222

[PDF 気になる症状確認シート \(PDF: 365KB\)](#)

NPO法人ともに歩む認知症の会・茨城

代表滝谷史子

電話080-9819-4829

本人ミーティングや家族・介護者交流会

認知症の方やその家族が悩みや本音を話し合える場として「認知症カフェ」があり、このホームページにも場所や連絡先を掲載しています。

その他、市町村では認知症の本人が認知症の人にやさしいまちや暮らしやすさを話し合う「本人ミーティング」や家族・介護者交流会を実施されていることがあります。

取組状況や相談窓口を掲載しますので、ご覧ください。

[PDF 【本人ミーティングや家族・介護者交流会】市町村取組状況と問い合わせ窓口 \(R5年4月1日現在\) \(PDF: 196KB\)](#)

疲れてしまったり、疲れていそうな方がいたら

電話相談（いばらきこころのホットライン）

ストレスフルな現代社会においてはこころに不調をきたすこともすくなくありません。県民のこころの健康づくりの一つとして、こころの問題について気軽に相談できるための「いばらきこころのホットライン」を行っています。相談は匿名で行うことができます。秘密は厳守いたします。

電話相談は回線には限りがあるため、つながりにくいことがあります。つながりにくい場合は、時間を置いておかけ直し下さい。

電話番号

029-244-0556（わのこころ）（月～金 9:00～12:00/13:00～16:00 祝日・年末年始休）

0120-236-556 （土日 9:00～12:00/13:00～16:00 年末年始休）

こころの健康相談統一ダイヤル 夜間相談について

平成20年9月10日より実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」が、令和3年1月11日より平日夜間の相談に対応することになりました。

こころが疲れた時には、誰かに話を聞いてもらうだけでも楽になることがあります。匿名で相談することができます。

つながりにくい場合は時間を置いておかけ直しください。

電話番号：0570-064-556

日 時：月曜日～金曜日 18時30分から22時30分（22時まで受け付け）

[（厚生労働省 「こころの健康相談統一ダイヤル」 紹介ページ）](#) [（外部サイトヘリンク）](#)

[いばらきこころのホットライン／茨城県 \(pref.ibaraki.jp\)](https://pref.ibaraki.jp)

認知症カフェ

認知症カフェ

◆認知症カフェとは

認知症カフェとは、もの忘れなどが原因で生活に不安のある人あるいはそのご家族が、どこへ相談したら良いかわからない時期などに、気軽に訪れることが出来る場所です。

ご本人やその家族・知人、医療やケアの専門職、そして地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しみ、認知症のことやその対応などについてお互いの理解を深めることが出来るカフェのことです。

地域の状況に応じて、様々な主体により実施されています。体操や脳トレ、レクリエーションなどを行ったり、認知症の病気や介護に関する相談ができるカフェもあります。

詳しくは、それぞれの認知症カフェ（又はお住まいの市町村の地域包括支援センター）にお問い合わせください。なお、新型コロナウイルス感染症対策の関係で、カフェの運営をお休みしている認知症カフェもありますので、お問い合わせの際にはご注意ください。

同意の得られた認知症カフェを掲載しています。

[PDF ◆県内の認知症カフェ一覧（R5.4.1現在）（PDF：450KB）](#)

[PDF 認知症カフェQ&A（PDF：455KB）](#)

認知症カフェ:10の特徴

- 1 認知症の人とその家族が安心して過ごせる場
- 2 認知症の人とその家族がいつでも気軽に相談できる場
- 3 認知症の人とその家族が自分たちの思いを吐き出せる場
- 4 本人と家族の暮らしのリズム関係性を崩さずに利用できる場
- 5 認知症の人とその家族の思いや希望が社会に発信される場
- 6 一般住民が認知症の人やその家族と出会う場
- 7 一般の地域住民が認知症のことや認知症ケアについて知る場
- 8 専門職が本人や家族と平面で出会い、本人家族の別の側面を発見する場
- 9 運営スタッフにとって、必要とされていることや、やりがいを感じる場
- 10 地域住民にとって「自分が認知症になった時」に安心して利用できる場を知り、相互の輪を形成できる場



出典:認知症カフェのり方と運営に関する調査研究事業報告書

[認知症カフェ／茨城県 \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)

虐待の終結

虐待対応の終結のためには、

「虐待の発生要因の軽減等により高齢者の安全が確認できる項目が増え、高齢者の安全の確保が継続され、高齢者が安心して生活を送れている状態」を確認できることが必要となります。

具体的には、

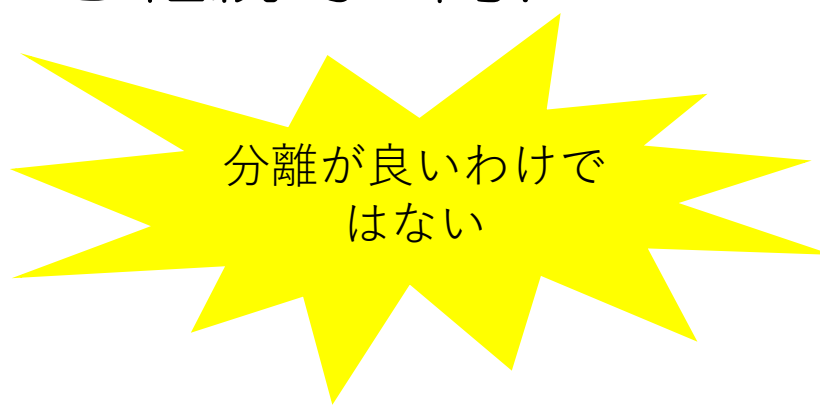
- ① 高齢者が施設に入所することとなり高齢者の生活が安定した場合
- ② 虐待の発生要因の軽減等と再発防止のための支援体制が整い、在宅生活の再開や継続をする場合
- ③ 高齢者が死亡した場合
などが想定されます。

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
R5.3 厚生労働省 老健局より

虐待の終結

虐待の解消、本人の安心と暮らしの安全 支援の最終的な目標

虐待の解消、本人の安心と暮らしの安全の確保にあります。
支援開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって高齢者や養護者、家族の状況を再評価し、
最終目標につなげることが必要です



分離が良いわけではない

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
R5.3 厚生労働省 老健局より

ご清聴ありがとうございました



成田玲子 (Reiko Narita) プロフィール

【経歴・資格】

社会福祉士、介護福祉士、主任介護支援専門員、障害者相談支援専門員等
横浜市瀬谷区介護支援専門員連絡会副代表

- 福祉従事23年（訪問介護、通所介護、老健、特養、グループホーム等勤務）
 - 介護関係資格講師 13年（20,000人以上を指導）
 - 横浜市瀬谷区にて
 - H24 介護保険法による居宅介護支援事業所
 - R2 訪問介護事業所
 - R3 障害者総合支援法による計画相談
居宅介護・重度訪問介護 運営中